

断玄絶六——字を識らなかつた会元——

鶴成久章

はじめに

『明史』卷七十「選舉」によると、科挙試験における不正行為は弊害百出で、数え上げればきりがないが、受験生の側が事前に試験官に金品を渡すか、あるいはその他の手段を用いて巧みに取り入つて、出題内容を漏らしてもらつたり、答案審査の際に手心を加えてもらつたりする関節の弊害がもつとも甚だしかつたといふ。そして、その原因として、何よりも関節の不正ははつきりした証拠がつかみにくうこと、また、その行為によって恩徳に報いたり仇敵に復讐したりすることを快しとする試験官の止み難い心情等を指摘している。

どちらの指摘にも説得力があるようと思うが、いずれにせよ、科挙試験における不正行為の問題が相当に深刻であつたことだけは事実であろう。⁽³⁾

一、貢院の廁が龍門となる

万曆四十三年（一六一五）八月、應天府（江蘇省南京）の貢院（科挙の試験場）において、鄉試（地方試験）が挙行されている最中のこと、貢院内の廁の肥溜めから細い溝が生じ、廁の外とつながつて、その溝から糞尿が流れ出した。受験生たちが鼻をおおつて臭いを避けるほどではなかつたものの、甚だ不潔なことであつた。そうこうするうちに、たちまち沈同和（字は知樂、あるいは志學、吳江の人）という男が受験していた号房（試験部屋を連ねた建物）の入り口の排水溝に鯉が姿を現した。なんと廁から流れ出た糞尿の中を泳いできたのである。同じ号房の受験生達は、鯉を見るや試験場に鯉とは誠に縁起が良いと皆喜んだ。勿論、妙でとても究明し尽くせないほどひどかつたという指摘も

登龍門の故事を思い浮かべたわけである。しかしながら、結局のところ、この号房の受験生の中で鄉試に及第したのは沈同和ただ一人だけであった。

そもそもどうやつて紛れ込んだのか知らないが、ともか

く、鯉が貢院の廁を龍門にしたというのは、それだけなら笑止千万の珍事であるが、実はこれは世を騒がすある事件の予兆にほかならなかつた。というのは、この沈同和といふ男こそ、懷挾（書籍や紙片等の持ち込み）や倩代（代筆）といった不正を積み重ねた揚げ句に、会元すなわち会試（都で挙行される本試験）の首席になるという前代未聞の科場案（試験場における不正事件）を引き起こした張本人なのであつた。

朱国楨（字は文寧、烏程の人、万曆十七年進士）は、応天府の貢院で起きた異変と翌年に都順天府（北京）の貢院で引き起こされた科場案との因果関係をめぐつてこう述べている。

魚は水の族であり、水は至つて清潔なものである。それが廁に姿を現したというのは汚穢がそれほどまでに至つたということである。しかも、貢院の廁に姿を現わしたというのは、これは「中華の」輝かしい文徳がその立場を失つたことの象徴である。

朱をして「此れ文明、位を失うの象なり」とまで嘆かせた空前の科場案とは一体いかなるものであったのであらうか。

一、万曆丙辰科場案の顛末

沈同和という男はこの科場案を引き起こすことがなれば歴史に名を残すことなどあり得なかつた人物であるが、この衝撃的な事件のせいでの名は多くの文献に記録されることとなつた。いまそれら諸書の記述をまとめると、事件の概要はおおよそ次のようなものであつた。

万曆丙辰四十一年（一六一六）二月、大学士吳道南（字は会甫、崇仁の人、万曆十七年進士）を主考官（正試験官）に会試が挙行され、沈同和以下三百五十名を及第させた。

ところが、合格発表が行われ、会元が沈同和だという情報が各地に伝わると、彼の郷里吳江（江蘇省蘇州）では会試に下第した受験生たちの腹の虫がおさまらなかつた。ある者は彼の名を口汚く罵り、ある者は大衆の面前で彼の過ちを言い立てた。しばらくすると、同和の第一場の墨卷（試験答案案）が巷間に回つた。人々が見てみると、何とそれは書肆で売られている模範答案集の内容をそつくりそのまま写したものであつたという。

ところで、明代の会試の試験は全部で三回に分けて実施されていた。第一場の試験は、旧曆一月九日から行われ、試験科目は、四書義（「四書」に関する論文、八股文という特殊な文体を用いた）三問、五經義（「五經」に関する論文、一経選択、八股文を用いた）四問であつた。そして、

十二日からは第一場の試験が行われ、試験科目は論（議論の文章）一問、判（裁判文書）五問、詔（詔勅の文章）、

誥（布告文）、表（上奏文）から一問選択、であった。最

後の第三場の試験は十五日から行われ、「策」（儒教經典、

歴史書、時局問題に関する意見文）五問が試された。建前

としては全三場の成績いかんによって合否や序列が決めら

れるはずであったが、実際には第一場の答案審査の比重が

最も重かったと言われる。それゆえ、受験生たちは第一場

の試験科目に最も強い関心を注いだ。一方、それを当て込

んだ出版業者は、試験が終わると同時に、会元をはじめ上

位合格者の墨巻を集めて模範答案集を印刷し、それを受験

生たちに売りさばいた。同和は会元であったから、彼の合

格答案は否が応でも人々の注目を集めることとなつたので

ある。

化けの皮がはがれた同和の噂は瞬く間に都中を席巻し輿論は騒然となつた。ここに至つて、監察御史（諸官吏の違

法を取り締まる役人）らは彼の不正行為を彈劾し、同考官（答案の一次審査担当の試験官）を務めた韓光祐もまた同和の犯罪を摘発した。かくて皇帝は礼部（会試を主催した役所）の官僚に命じて覆試（再試験）を行わせることとなつた。

三月、礼部で沈同和に対して覆試を行つたところ、驚いたことに一日中何も書くことができなかつた。そこで、司法の役人が同和を捕らえて厳しく審問すると、同和はどう

とう観念して白状し、不正の一部始終が明らかとなつたのである。

同和の供述によると、彼と同郷の趙鳴陽（万曆四十年挙人）は文才が頗る評判であったので、同和は彼を利用すべく、子供同士を結婚させて姻戚関係を結んだ。そうした上で、会試の際に礼部の下級役人に賄賂を渡し、第一場から第三場に至るまで、全て鳴陽と同じ号房にもらつた。

試験が始まるとき、同和は問題が出されるたびに、隠して持ち込んだ冊子の内容をせつせと書き写した。事前に準備していくなかつた問題が出されたときには、鳴陽に頼んで代わりに答案を書いてもらつた。結局、第一場の七篇の答案のうち四篇は持ち込んだ冊子の内容をそのまま書き写し、残りの三篇は鳴陽に代作してもらつたという。なお、諸書が記録する同和の不正行為は、第一場の件のみであるが、彼はまともに文章が書けなかつたわけだから、残りの第二場、第三場も同様の不正を働いたに相違なかろう。

ともあれ、不正の結果は、恐らく同和自身も予想し得なかつたであろうほどうまくゆき、あろうことか第一名の会元になつてしまつた。ところが、皮肉にもこれがかえつて同和の悪事が露見するのを早める結果となつてしまつたのである。

皇帝の命を受けて司法機関で審議した結果、同和に科せられた刑罰の内容は、会試錄（会試の試験結果を印刷した

報告書) から名前を削除した上で、首かせをはめて礼部の門前で一箇月間さらしものにし、その後、辺境の地に流して守備役につかせるというものであった。一方、第六名の成績で会試に及第していた趙鳴陽については、同和と同様会試録から名前を削除した上で、杖刑(棍棒でたたく刑罰)に処せられたとも、あるいは流刑に処せられたとも伝えられている。

この天下を騒がせた科場案について、沈德符(字は景倩、また虎臣、秀水の人、万曆四十六年舉人)は、都の貢院において不正を摘発されたあげく、首かせをはめられて礼部の門に繋がれた者を、鄉試と会試合わせて三度目にしたことがあるが、会元がこのような恥辱を受けたというのは、明朝の科挙制度が始まつて以来のことである、と言つてゐる。

この事件のあと、同和の郷里の蘇州では「丙辰の会試録は、ムを断ち六を絶つ」といふ俗諺が広まつたといふ。この俗諺には二つの意味が込められていて、一つには、「ム」は一の意であり、万曆丙辰科の会試録からは第一名と第六名の名前が削除されたという意味である。そして、もう一つは、「ム」は小すなわち小人の意であり、また「六」の文語音(lù)が登科録の「錄」と同じ音であるので、つまり、小人を断罪して登科録から除き去つたという意味になる。

三、日に一丁字無き男

沈同和の父沈季文(字は少卿、号は太素)は、本籍地が

烏程(浙江省湖州)であるが、いつの代からか吳江に移り住んでいたようである。彼は、万曆五年(一五七七)の会試において、第三名の礼記経題(【礼記】選択者の中の首席)という優秀な成績で及第し、続く殿試(皇帝が行う最終試験)では第三十七名で進士に挙げられている。幾つか

の地方志に名宦(立派な役人)としてその事績が記録されており、官僚として活躍したことが知られる。したがつて、本来であればその息子が会元になつたところで別段不思議な話ではなさそうなものである。ところが、同和は父親の官僚としての特權や豊富な財産を利用して、ひたすら遊びに精を出すばかりで、筆を執つてもまともな文章は書けず、まさに不肖の道楽息子であった。

徐復祚(初名は罵儒、字は陽初、号は暮竹、三家邨老、常熟の人、生員)は、沈同和に直接会つた時の印象について次のように述べている。

私はかつて彼と酒を酌み交わしたことがある。いかにも金持といつたいでたちの尊大な人物であり、その上起きん気でわがままで、日に一丁字無き男であった。この「科場案が起きた」時、私は海辺の三家邨に住んでいたが、その消息は既にはるか「その地まで」とどろいてい

た。だが、私は性格的に時事を談ずることを好まなかつたので、三月の末になつてはじめて同和が会元になつたことを知つたのだが、思わず驚きのあまり開いた口がふさがらずにこう言つた、「まさかこんなことがあるとは。天下に字を識らない会元がいるなんて。『歎後の鄭五』が宰相になつたら、天下の事知るべし』じやないか。」と。やがて覆試の結果が天下に知れわたると、沈同和の驚くべき無知蒙昧ぶりが、改めて人々を愕然とさせた。答案を書く以前の問題として、同和は何と題目（出題された「四書」「五經」の原文）の意味すら記憶していなかつた。覆試の日に礼部が出題したのは、「孟子」滕文公上篇の「賢君は必ず恭儉にして下なるものを札す」という題目であつたが、同和はそれを見ると試験官に向かつて、「これは四書題ですか、五經題ですか、論題ですか。」などといふことでもないことを尋ねて、試験官を激昂させた。結局、一日中まともな文章はひねり出せず、日が暮れた際にも答案用紙はほぼ白紙の状態であつたという。

いくらかは文字の読み書きができたはずだが、当時の科挙を受験するほどの読書人の学力水準に照らし合わせて言えば、同和は文盲と言つて然るべき人間であつたのである。そもそも、このような同和が童子試（科挙受験の資格である学籍を得るための試験）から郷試に至るまでの難関をいかにして乗り切ってきたのか不思議であるが、ともかく悪

知恵を働かせるのはお手の物だつたのであろう。「明実錄」によれば、郷試受験の際、同和はあらかじめ細かい字を書くのが上手な者を買収しておき、あちこち渉獵して手に入れた模範答案集をその人物に筆写させて小冊子を作り、それをこつそり試験場に持ち込んで書き写したのだという。ちなみに、万曆年間頃にはいわゆる受験産業らしきものがかなり発達しており、受験生向けの模範答案集（時藝、時刻、坊刻等と呼ばれる）の類が盛んに印刷され流通していた。万曆二十三年（一五九五）には、何と会試の第一場の七問の答案全てに模範答案集の文章を一字一句違わず書き写した者が第二名で合格して世を騒がしている。他方、同和が人を雇つて作らせたとされる細字の持ち込み用紙片は、蠅頭本のようないい字で書かれていることから、蠅頭本と呼ばれ、科場における懷挟は、通常この蠅頭本によつて行われた。万曆十九年の応天府郷試の際に、ある男が、蠅頭本を小さく丸めたものを油紙でしつかりと巻き、細い糸でくくつた上で、それを肛門の中に隠して試験場に持ち込もうとしたところ、尻から垂れている糸の端を捜検官（受験生の身体検査を行う役人）に引っ張られて事が発覚したという話が、馮夢龍（字は猶龍、または子龍、号は翔甫、吳県の人、貢生）撰『古今譚概』にあるが、これなど当時の懷挾の方法の一例を伝えるものであろう。なお、同和が作ったのは「小冊」だったとされるが、嚴重な

捜査を果たしてどのようにしてかいくぐつたのであろうか。あるいは貢院の役人に袖の下を使ったのかかもしれない。

ともあれ、「明実錄」の記述による限り、鄉試の際に同和が行つた不正行為は懷挾のみだったようにもみえるが、實際のところ、鄉試でも会試と同様に代筆の手口も併わせ用いていた。周暉（字は吉甫、上元の人、諸生）は、万曆四十三年（一六一五）應天府鄉試における同和の不正行為とそのあざといやり口を次のように伝えている。

乙卯科の監生（國子監という當時の最高学府の学生）沈

同和は吳江の人である。試験場では二人の受験生に「答案を」代筆してもらつた。太平県（安徽省政府）の学生杜應命は、第一場の試験答案を四篇作成し、「その見返りは」銀百両という約束をしていた。「ところが」科場を出ると「同和は」結局これを反故にして銀五両を与えただけだつた。杜は恨みを抱いて「帰郷する途中」蕪湖（安徽省）まで戻つたところで、同和が及第したのを知つた。「杜は」急いで「同和のところに」やつてきて不足分の銀を求めたが、そのまま赤痢に罹つて文德橋の人家で死んでしまつた。同和は銀十両を与えたが、彼のとりまきや不良の下僕たちがそこから二両を横取りしたあと、三両で棺桶を買ひ、五両を路銀にして「杜を」棺桶に載せて郷里に帰らせた。おまけに不良の下僕はこう言つた、「うちの若旦那は、お前の文章なんか使わなくとも、及

第できただろうよ。」と。驚くべし、笑うべし、本音があらわれたのだ。

杜が息絶えたのが、文德橋の人家とあるから、恐らく同和はこのころ自らの鄉試及第を祝つて、手下の悪漢どもと秦淮河（南京の貢院近くの歓樂街）を遊び歩いていたのだろう。なお、同和はこの鄉試に第百一十七名で合格しているが、その答案を代筆してやつた杜の方は下第しているから、まったく哀れなことであつた。

四、除名会元のその後

錢謙益（字は少之、号は牧齋、常熟の人）の『列朝詩集小伝』閏集・香奐下に周文という妓女の伝記がある。

周文、字は綺生、蘇州（江蘇省）の良家の娘であつたが、他郷に出て零落し嘉興（浙江省）の妓に買われ、かくて嘉興の人となつた。頭の回転がはやく格別の器量よしで、詩が上手なうえ細字の楷書も得意で、姚士粦（字は叔祥、海鹽の人、監生）、楊瑞枝（字は若木、秀水の人、監生）といつた文人と親しく交遊した。嘉興の有力者で文学を好む者たちは、綺生を召すといつも、席につくや「分韻」の法で詩の応酬をすべく韻を分ち、そうして風流で趣のある遊びを楽しんだ。綺生は、微妙な言ひ回しで「相手を」批評し責めることが多かつた。「ある時」「池」韻で詩を作ることになり、「習家池」（湖北省）

襄陽にあった古蹟)という語を用いた者がいた。綺生が笑つて「なんとあまりに遠すぎはしませんこと。」と言

うと、「その場に居合わせた」諸公は憤慨して衣を振るつて立ち上がつた。綺生はかつてこういう詩を作つて言つた、「掃眉の才子は相忌むこと多く(眉を描いた才子にはばかりが多く)、未だ敢て人前にて校書を説かず(すすんで人前で唐の才女薛濤よろしく詩を語つたりは致しません)」と。思うに己が身を悲しみ傷んだのである。

歙県(安徽省)の王野(字は太古)は、文壇の老大家であつた。綺生の詩を見ると、賞賛して言つた、「薛濤、劉采春(唐の妓、薛濤と同じく詩人元稹と交友があつた才女)の再来を見るようだ。」と。李維楨(字は本寧、京山の人、隆慶二年進士)は揚州(江蘇省)に流寓し、陸弼(またの名は君弼、字は無徒、江都の人、貢生)、顧大猷(字は所建、江都の人)らと淮南社(社とは、詩文を批評し合う結社)を結成していた。王太古は綺生を招いて来て淮南社に入れ、我が軍勢を盛んにしよう。」と。諸公は大いに喜び、一緒に舟を買って旅装を整えてやり、おのおの絶句四首を賦して、そうして太古の出發を見送つた。ところが、太古が蘇州にさしかつた頃、呉江の一元氏なる者が、すでに彼女を身請けしてさつさ

と立ち去つてしまつていた。

綺生は「一元氏の」使用人に身をやつしてからというもの、ぼろぼろの服を着て容色もすっかり衰えてしまつた。重ねて自ら用のない身として痛めつけ、朝夕香を焚いては、仏前で「自らの」死を祈つて、一度と詩を作ることはなかつた。ある時、短い詞(韻文の名、詩と違つて一句の長さがまちまちである)を作つて氣持ちを寓したところ、一元氏は五言七言でもつてこれを読もうとして、ああでもないこうでもないを繰り返し、ついに句読を切ることができなかつた。綺生はそこではじめて顔色を和らげて一笑した。「彼女は」かつてこういう句を作つてゐる、「侍兒は春の愁いを解げず(一元氏の腰元となつた私には春の愁いが解けません)、報せて道わん杏花は零落すと(杏の花はすつかり落ちぶれてしまつたことをお知らせしましよう)」これを知つた誰もが「彼女の悲哀を」傷み悲しんだ。⁽²⁰⁾

良家の娘から妓に身を落としたとはいゝ、持ち前の才色によつて江南の文人達の寵を集めた周文は、文壇の有力者であつた王野に迎えられていれば、それなりの幸せをつかむこともできたであろう。ところが、よりによつて文雅とはおよそ縁のなさそうな一元氏なる男に連れ去られてしまうという悲劇が突然彼女の身を襲つたのであつた。簡単な詞の句読すら切れないような男との生活は、薛濤にすら比せられた

才女にとつては絶望的な日々であつたに違いない。

ところで、朱彝尊（字は錫鬯、号は竹垞、秀水の人、康熙十八年博学鴻詞に挙げられる）は、『靜志居詩話』卷一十三「周文」において、何と彼がこの一元氏に実際に会つた時の印象を語つている。

錢氏の『列朝詩集』に、「松陵の一元氏が、彼女を身請けしてささつと立ち去り、「彼女は」心ふさいで死んだ。」

と言つてはいるが、錢氏の言う一元氏という人物は、除名会元の沈同和、字は志學のことである。私は、乙酉（明の福王の弘光元年、清の順治二年、一六四五）の冬に、彼に会うことができた。酒を酌み交わしながら談論したところ、「彼は」今のことの根拠に古のことを証明しようとして、飽きもせずに延々としやべり続けた。また、

「錢氏の言うように」「五言七言でもつて詞を読もうとして、ああでもないこうでもないを繰り返し、ついに句読が切れなかつた」という程度ではなかつたが、こと帖括（四書義、五經義）の文章に関しては、全く理解できなかつた。

一元という号は、自分で付けたのか他人が付けたのか知らないが、明らかに会元と関わりがありそうな呼称である。思うに、沈同和が周文を連れ去つたのは、単に彼女の美しさに惚れ込んだからだけではあるまい。恐らく、同和は自らが無学であるだけに、江南の文人達の賞賛的目的である才

媛の姿に憧れ、自分のものにしたくなつたに違いない。この期に及んで、なおも読書人の世界に未練を抱き続けていたのであろうか。それにしても、自らの気持ちなど一顧だにされず、望みもしない男に落籍させていった周文は、我が身の不幸をただ恨むよりほかなかつた。彼女の「詠懷」

と題する詩に云う、

幾たびか点ぎし愁人の涙

（私はいつたいどれだけ愁いの涙を流したことでしょう）

許さじ秋風の吹かんことを

（秋風が吹くことなど許しません）

長江の裏に吹き到らば

（秋風に吹かれて長江まで飛んで行つてしまつたら）

江の流れは無尽の期ならん
(長江の流れは無限の時を刻んでいますので、我が身まで永遠に生き長らえてしまいそうですから)

おわりに

同和の巻き添えを食つて人生を台無しにしてしまつた趙

鳴陽は、鄉試には同和より一科早く万曆四十年（一六一二）に及第している。鳴陽は、同和の答案の代筆を行つた上、自らも第六名という上位で会試に及第したわけだから、元来頗る学力優秀な人物であつたに違いあるまい。それゆえ人々はみな同和の悪事が摘発されたことに対しても快哉を

叫んだが、鳴陽が一生を棒に振つてしまつたことについて
は深く惜んだと言わわれてゐる。⁽²⁾

また、朱国禎に至つては、

趙は非常に優れた才能があつたが、家庭教師の報酬のために「沈同和の」謀略に身を投じてしまつたのである。

私は代筆をやつた者を数人見たことがあるが、みな特に「鳴陽と」異なるところがあつたわけではない。いわゆる「幸有り不幸有り」ということである。「だから、彼の場合も」量刑を軽くするのが適当に思えるのだが。^酒とまで言つてゐる。また、朱はこの言葉に続けて、自己の貧しい受験生時代を振り返りつつ次のように言つてゐる。

制義（四書義、五経義）が盛んになつてから、名門の家ではどこでも必ず才德の優れた人物を招き、子弟の師友にして教育を行わせている。たとえ聖人が再びこの世に現れようとも、これをやめさせることはできまい。「しかし」平素は文章を語り、受験勉強の指導をやついていても、一たび科挙に直面したときには、膝を交えて相談にするのが務めであり、また人情でもあり、行きがかり上避けられないことである。私は、若いときに家庭教師をやつて口を糊していた。ある名門の家が非常に熱心に「私を」招くので、赴こうとしたところ、亡父だけは反対してこう言つた、「たびそこに足を踏み入れてしまつたら、たちまち文章によつて使役されることとなり、抜

き差しならぬ状況になつてしまふ。」と。「だが」これを固く断れば、怒りに触れる事になる。「そう思つてみると」幸いにもあいだに入つて話をしてくれ人がいて、おまけに「その話は」明年を期限としていたので、なんとか免れることができた。「そして」その年（万暦十六年）の鄉試に及第した。今から思い起こしてみると、「先見の明たるや」亡父はほとんど聖人並であつた。貧乏ながらも文章で名声を有する者たちは、みなまことに趙の轍を踏む「危険性」について深く思いを致し、「彼を自己の」鑑とし、また「彼の悲劇を」憐れまねばならない。

朱は、趙鳴陽が沈家の家庭教師として雇われた挙げ句に謀略に巻き込まれたように理解しているふしもあるが、事実は既に見てきた通りもつと手の込んだやり方であった。

ともあれ、この自己の経験もまじえた証言からは、世の貧乏書生たちが權門勢家の家庭教師をやりながら口を糊するうちに、科場の不正にやむを得ず手を貸す事例が決して珍しいことではなかつた状況が窺えよう。そして、甚だ興味深いのは、そもそもこの朱の発言からは、困窮した読書人がたとえやむにやまれぬ状況で手を染めたにしても、科場の犯罪行為に荷担するということへの道義的な責任を問う姿勢が全く感じられない点である。あるいは、そのような読書人の倫理意識にこそ、沈同和のような人物が付け入

る隙があつたとも言えるのではなかろうか。

注

(1) 其賄賂鑽營、懷挾情代、割卷傳遞、頂名冒籍、弊端百出、不可窮究。而關節爲甚。事屬曖昧、或快恩讐報復、蓋亦有之。其他小得失、無足道也。

(2) 「科場之弊、人皆以內簾甚於外簾、不知內簾之弊在上、外簾之弊在下。在上者、不過字眼、賣文兩端、弊尚有限。在下者、收卷、體錄、彌封、對讀諸處、朦朧改竄、及傳遞等弊、有不可窮詰。如所謂活切頭、蜂採蜜、蛇脫殼、仙人睜目等名。所謂活切頭者、以甲卷之面、移作乙卷、移花接木是也。所謂蜂採蜜者、預選一文理精通之人、充作體錄生、未入場前、先將黑墨並偷印卷子、暗埋臘錄房中地上、候某甲卷到、則集衆美以勝人、仍用黑筆寫一墨卷、而原卷則付之火。所謂蛇脫殼者、不甚知其法。大意、欲多納一卷。至於仙人睜目、則名可得而聞、法不可得而知矣。然味其語意、必是無跡可尋者耳。嗚呼、弊竊若此、守株待兔者、其可幾乎。」(花當閣叢談) 卷五〔沈同和〕

(3) 明代の科場における不正行為とその防止策の問題については、

王凱旋氏「明代科舉制度考論」(瀋陽出版社 一〇〇五) の第六章に「科舉防弊制度試探」と題する論考がある。

(4) 周暉撰「續金陵瑣事」「潤魚引」乙卯棘闈中、糞坑開小溝、

與牆外相通、有糞即流出、士子不致掩鼻以避臭。忽沈同和號房口有鯉魚、從溷中遊入。人人皆喜。獨沈中式。至丙辰又中會元、遂有發配之辱。魚以溷爲龍門、可不一笑。姑蘇范汭作潤魚引云、東家桃樹根半剗、西家柳樹枝代枯、長安街西日欲晡、鉛柝哀哀庚癸呼、兩兒撲朔脚無力、仰視城烏尾畢逋、汝不見、溷中妖魚朱點額、

紫袍丈人婦巾幘、苦霧荒烟迷咫尺、霹靂一聲四郊白。又姑蘇吳鼎芳潤魚引云、鬼頭短鵠頸長、自續官斷徒兩傷、華草青夷草白、諸

衣就道還無日、情親相對空相泣、空相泣悔何及、君不見溷中魚、

一飛載飛終塌翼。」この文章は、「潤魚引」と題するように、范汭

(字は東生、烏程の人) と吳鼎芳(字は凝父、吳縣の人) の「潤魚引」を伝えるのが主眼であろうが、論者にはその意味を正確に理解しきれない箇所がある。

(5) 「乙卯年、南場中有魚見於圃、魚水族也、水至深也、而汚穢至此。又見於場中此文明失位之象。」(涌幢小品) 卷七「斷么絕」

(6) 主要な資料は以下の通りである。

〔明神宗顯皇帝實錄〕卷五百四十二「萬曆四十四年二月」「戊辰、會試天下舉人、中式三百五十名、以沈同和爲第一、都下竟傳爲白丁。會元同和吳江人、席官籍餘業、好治遊、拈筆不能成句。預購善能細書者、猶時藝爲小冊、挾以入閱、得中鄉試。其同邑趙鳴陽薄有文聲、同和結爲姻。至是賄胥役、三場皆同號舍、每題出、挾本體寫、間有不備者、鳴陽代爲之、遂得第一。而鳴陽亦在第六。于是士論譁然矣。」同卷五百四十三「萬曆四十四年三月」「甲戌、……禮科給事中妣永濟、御史朱培等俱疏言、沈同和目不識丁、其試卷盡出懷挾、及趙鳴陽之手、乞勅禮部會同科道嚴行覆試。禮部侍郎何宗彥亦言、會榜首卷皆識日煩、非覆試不可。上從之。」同「丙戌、覆試沈同和、文理荒悖、經孟題憲不知所出。上下法司議罪、同和遣戍、趙鳴陽杖責除名。」

〔明史〕卷七十〔選舉〕「四十四年會試、吳江沈同和第一、同里趙鳴陽第六。同和素不能文、文多出鳴陽手。事發覺、兩人並謫戍。」同卷二百十七「吳道南本傳」「道南輔大政不爲詭隨、頗有時望。歲丙辰偕禮部尚書劉楚先典會試。吳江舉人沈同和者、副都御史李文子、目不知書、賄禮部吏、與同里趙鳴陽聯號舍。其首場七

篇、自坊刻外、皆鳴陽筆也。榜發、同和第一、鳴陽亦中式、都下大譁。道南等亟檢舉、詔令覆試。同和竟日擣一文。下吏、成烟癟。鳴陽亦除名。」

〔浦鹽小品〕卷七「斷幺絕六」，是科會錄無元。吳人爲之謠曰：「丙辰會錄，斷幺絕六、蓋名次適應其數三。」

〔蘇州人爲之語曰、丙辰會錄、斷幺絕六、蓋名次適應其數云。〕
〔涌幢小品 卷七「斷幺絕六」〕、〔是科會錄無元、吳人爲之謠曰、
丙辰會錄、斷幺絕六。以陽陽中第六名也。〕〔一申野錄 卷六〕

花當閣叢談 卷五「沈同和」
「萬曆丙辰會試天下舉人、大學士
方從哲爲總裁，取中沈同和爲會元，第六名爲趙鳴陽，俱吳江人。……
然不知斯時臺省已交章論劾矣，并及總裁與房考。韓都給事、名光

(9) 「皇明貢舉考」卷八によると、万曆五年会試の第三名札記經魁は「沈季文、浙江烏程縣人、監生」とある。なお、殿試には第二甲等三十四名で及第している。

祐、得旨覆試同和。終日不成一字，竟至曳白。法司鞫問，始知同和與鳴陽係兒女親，賄貼同號，同和文鳴陽所作。然文固佳，非有賄買主司情弊。復得旨同和充○衙衛、鳴陽運巵。」

10) 例えば、「河南通志」卷五十四「名宦上」に「沈季文、江南吳江人、進士。萬曆三十三年、以副都御史巡撫河南。時當游饑、屢蒙賑恤、蠲賦、糴穀備賑、下令墾荒、全活甚衆、大挑朱旺口畱漕、支給工

【二申野錄】卷六 二月會試，以大學士吳道南、禮部尚書劉楚先充考試官，取沈同和等三百五十名。沈同和、吳江人，家饒阿堵，已彰物議。會試放榜，居然首選，其鄉里下第舉子，憤憤不平，或

賴以濟。又福邸創建，力爲節省，以班戍代役，畱監稅充費、興土木、鉅萬、毫不累民，上下咸利。計擒大盜司進忠、白玉高、二紅四紅等亂，萌願息。薦林下諸賢沈鯉、呂坤、楊東明等，衆正登進、

泥污其名、或聚衆聲闢。及閱墨卷、首鑒時刻也。于是科臣參其懷挾、而本房亦具疏檢核、上諭閱然。上命禮官覆試之。(三月)削前元沈同和爲民、并黜進士趙鳴陽。同和復試之日、禮部出明君必恭

(1) 「旧唐書」卷百七十九、及び「新唐書」卷百八十三の鄭綮の本生を参照。「歎後」とは、ある成語の下の語を省略して言わずに全体の意味を傳達する表現法である。

儉禮下，同和問曰：是書乎、是經乎、是論乎。其座師大怒。日暮幾千曳白。於是發刑部訊問，杖而徙之。其卷皆趙鳴陽筆，遂削其名。……開國以來，未有會錄無盲者，乃始見于今日。」

意味を持たせる句法。鄭繁は歌後体の詩を善くした。「歌後の鄭五」とは、鄭繁がわざと自らを貶めて言った語で、元来は他者を譏り軽んじる意味ではなかった。

皇明三元考 卷十四 「萬曆四十四年丙辰科大魁」 [會元沈同和、直隸吳江人。放榜後，都人口語籍籍謂「同和不識」。房考給諫韓光祐聞之，召同和至面試之，果曳白也。韓卽上疏自効，得旨，三法司逮問。前四篇係夾帝，後三篇係第六名趙鳴陽代爲之。沈遺成、趙爲民。」

(12) 「同和，字知樂，河南太素巡撫名李文字也。與余會有杯酒交。蓋
葵馬自矜，豪橫縱恣，目不識丁人也。余居海上三家嘒，聲聞既遠。
性又不喜談時事，故至三月盡，始知同和作會元，不覺吐舌不能收。
曰：「有是哉。天下有不識會元乎。」歎後鄭五作宰相，天下事可知矣。」
〔花當閣叢談〕卷五〔沈同和〕

(7) 「萬曆野獲編」卷十六「上榜士子三木」「鄉會場、士人已登名籍、

13) 注(6)の諸資料参照。

仍斥革，且問罪荷校者，以余所見，則京師凡三度矣。……至內辰科，而沈同和以懷揣借筆兩弊，得列榜首，亦枷於禮部門。其覆試時不能成篇，並題旨亦不記憶。而有制科以來，愈會無此大辱。……」

14) 注(6)の諸書に、「都下竟傳爲白」。〔明實錄〕、「沈同和曰不識」。〔同〕、「目不知書」。〔明史〕、「天下有不識字會元乎」。〔花當閣叢談〕、「同和不識」。〔皇明三元考〕等というは、當

時の読書人の率直な感覚であろう。

(15) 注(6)の「明神宗実錄」卷五百四十二「万暦四十四年一月」参考。

(16) 「萬曆野獲篇」卷十六「錄舊文」「惟近科乙未會試第一名、以尚書出鄒泗山太史之門。其卷爲房師所賞、薦爲榜首、終爲易房陶石等太史所壓、取會元去。鄒大以爲恨。比出閣、則知衆譁然。有言前場七藝盡錄坊刻、自破承至結題、不易一字。坊間尋刻魁卷、亦不復改竄。其聲華頓減、房師大覺無色。」なお、万暦二十三年会試の第二名は賴克俊(字は伯升、晉江人)であった。

(17) 「古今體概」科舉弊「宋承平時、科舉之制大弊、假手者用薄紙書所爲文、採成團、名曰紙鵝、公然貨賣。今懷挾蠅頭本、其造製也。萬曆辛卯、南場搜出某監生懷挾、乃用油紙捲緊、束以細線、藏糞門中、搜者牽線頭出之、某推前一生所棄擲、前一生辨云、即我所擲、豈其不上不下、剛中糞門、彼亦何爲高聳其臂、以待擲耶。監試者俱大笑。」

(18) 「二續金陵瑣事」負代筆人「乙卯科監生沈同和吳江人。在場兩

人代筆、太平縣秀才杜應命、作經文四篇、講過銀一百兩。出場竟負之、與銀五兩而已。杜抱恨歸、至蕪湖、知沈中式、急來找銀、遂病痢死於文德橋人家。同和與銀十兩。沈之狎客惡機、又除去二兩、用三兩買棺、五兩盤費載相歸、且惡機云、我相公、不用你文、也要中。可駭可笑、真情露矣。」

(19) 「南省賢書」卷六による。合格者の一覽に杜應命の名前はない。

(20) 「列朝詩集小傳」閻集・香菴下「周文」「文、字綺生、吳門良家女、流落爲嘉興妓所得、遂爲嘉興人。聰敏有殊色、能詩善小楷、與姚士粦、楊瑞枝交好。楊李繪畫好文墨者、每召綺生、卽席分韻、以爲風流勝事。綺生微辭多所譏評、有押池韻用習家池者、綺生笑曰、無乃太遠乎。諸公拂衣而起。綺生嘗有詩曰、掃眉才子多相忌、

未敢人前説校書。蓋自傷也。新安王太古、詞場老宿、見綺生詩、

擊節曰、薛洪度、劉采春今再見矣。李本寧流寓廣陵、與陸無從、顧所建結淮南社、太古攜綺生詩、詣諸公曰、吾能致綺生入淮南、以張吾軍。諸公大喜相與買舟具裝、各賦四絕句、以袒其行。太古比及吳門、松陵二元氏者、已負之而趨矣。綺生旣屬身養卒、敝衣毀容、重自摧廢。晨夕炷香、于佛前祈死。不復爲詩、時作小詞寓意、一元氏以五七言迴環讚之、迄不得句。綺生乃開顏一笑也。嘗有句云、侍兒不解春愁、報道杏花零落。知者咸傷之。」

(21) 「靜志居詩話」卷二十三「周文」「……錢氏列朝詩集、謂爲松陵一元氏負之而趨、悒鬱而死。所云一元氏者、除名會元沈同和志學也。予於乙酉冬、猶及見之、酒間談論、援今證古、娓娓不休、亦未至以五七言讀詞、回環迄不能句、第於帖括、則全不解耳。詠懷云、幾點愁人淚、不許秋風吹、吹到長江裏、江流無盡期。」

(22) 「南省賢書」卷六によると、趙陽鳴は吳江具學の增広生で、この鄉試に第八名で及第している。專經は「易經」であった。ちなみに、沈同和の專經も当然「易經」であった。

(23) 郡試と会試の上位五名は、「五經」それぞれの選抜者から各一名ずつ取ることになっていたので、同和が会元ということは、同じ「易經」選抜者の趙は、第六名より上位になることはあり得なかつた。

(24) 「人皆快同和之摘發、而深惜鳴陽之廢棄終身云。」(「花當閣叢談」卷五「沈同和」)

(25) 「趙最有才情、特以館穀落其度中。余見代筆者數人、皆無他異、所謂有幸有不幸也、似宜未減。」(「涌幢小品」卷七「斷么絕六」)

(26) 「自制義盛行、凡大家、必延名士、爲師友教子弟、卽聖人復起、亦不可廢。居嘗譚文課藝、一遇考試、同坐商量、職也、亦情也、勢也。余少年館穀餉口、有某大家邀致甚力、將赴之、先君子獨否、

曰、一入其中、即以文字受役、不可推、不可拔矣。固辭之、觸怒、
頗有解者、且以明年爲期、乃得免。其年戊子中式。由今追思、先
君子其殆聖乎。凡貧士有文章名者、宜於此際深思趙之覆轍、可鑑、
亦可憐也。（同）

〔附記〕 本稿は、平成十六・十七年度科学研究費補助金（課題番号1
6720075）による研究成果の一部である。

（つるなり ひさあき・本学教授）